

委員会

3月11日の本会議で委員会に付託された案件の審査を、3月14日から22日に3つの常任委員会と1つの特別委員会でを行いました。委員会の審査で行われた主な質問と答弁を要約して紹介します。

○「小規模修繕工事希望者登録制度」の創設を求める
請願書(請願第1号)

問現状で、なぜ業者登録をされないのか。また、同じような登録の手続きを踏んで、どれだけ登録をされるのか疑問だが。

総務
常任委員会

答(紹介議員):詳細は存じ上げないが、今回の登録をされる方は、一人親方が中心になるのではないかと考えている。現状の業者登録をするには、建設業の許可が必要であるが、この小規模工事の登録については不要である。件数は掘めないが、そのような意味で、利用が増えると理解している。

○草津市手数料条例の一部改正(議第16号)

問ごみ袋の配布方法を変更することで、引換券とごみ袋を交換するという手間が生じるが、例えば健康上の都合で自ら交換に行きにくい方への配慮について伺う。

文教厚生
常任委員会

答現在、ごみ袋の販売は、各学区の市民センター、スーパー、生協等で販売をしているが、今後予定しているごみ袋の引換えは、現在の販売所に加えて、コンビニや地域のお米屋さん、宅配をされている商店等に拡大して、できるだけ身近な場所で引換えができるようにしていきたい。

○草津市景観条例の制定(議第19号)

問景観条例に、より実効性を持たせるためには罰則規定が必要と考えるが、私権の制限に関わるが多く、問題となりやすいため、制度創設や実施にあたっては十分な周知、啓発を願うものであるがどうか。

産業建設
常任委員会

答本条例制定により、県の景観計画を引き継ぐ中で、変更命令や勧告ができるものとなっている。しかしながら、良好な景観の保持・創出のためには、地域の方と議論を交わし、ルール化の必要な部分等、調整しながら制度設計を行うとともに、罰則が必要な部分については、それらを踏まえ必要に応じて設けていきたい。

○社会福祉協議会の移転に関して

問一般会計の中で、旧職業訓練センター改修費として6,975万5千円が見積もられている。市役所に隣接する教育研究所と社会福祉協議会事務所の移転に伴う改修費であるが、特に福祉行政と関連の深い社会福祉協議会が移転することについて、業務の連携や利用者のアクセス等を踏まえ、どのように意思決定がなされたのか、その決定経過について伺う。

答現在の旧庁舎については、施設の老朽化、また耐震強度に問題があることから、かねてより社会福祉協議会から移転要望が出されていたところであり、そこに事業仕分けにより廃止となる旧職業訓練センターが市へ譲渡されることになり、移転が実現したものである。

しかしながら、業務の連携や利用者の利便性の問題から議員を通じ様々な意見が聞かれること自体、意思決定経過において十分な説明に至っていなかったように思われる。市としても社会福祉協議会と、移転に伴う諸問題について再度協議させていただく。

○ゴミ袋配布方法の変更に関して

問今年10月から分別区分の変更を行うとともに、無料ゴミ袋の配布枚数を146枚から135枚にすると聞く。ゴミ袋種類の選択枚数や今までの配布方法の変更に

予算審査特別委員会

伴い、市民の混乱が予想されるがその対応策について伺う。

答4月以降は町内会での説明をはじめ、ガイドブックの作成、DVDの作成等も予定しており、市民に対し混乱を招かないよう周知を図り、理解いただくことで10月1日から制度を移行していきたい。

▼委員会審査において提起された委員意見(抜粋)

- 1 現在、市内6箇所の備蓄倉庫に、災害時に必要な物品を備蓄されているが、先の東日本大震災のような大災害に見舞われた場合、ライフラインの切断、とりわけ道路の寸断等を想定すれば、比較的大きな避難場所となる小・中学校に災害緊急時の物資備蓄が必要であり、その配備について検討いただきたい。
- 2 草津栗東休日急病診療所のあり方については、小児救急センターとの関わりも踏まえ、広域での調整も含め、再度所期の目的、方針を検証しそれらに沿って運用いただきたい。
- 3 新たに整備が予定されている新給食センターにおいては、アレルギー対策用のスペースのみ準備されるとのことであるが、対応食の調理について前向きに検討いただきたい。